

スポーツの権利と公共性

一 課題設定

前稿「アマチュアリズムの終焉」⁽¹⁾では、スポーツの資本主義論として、アマチュアリズム²個人主義の崩壊と、他方での社会的共有³公共性の台頭を述べた。そして本稿では、スポーツの公共性の現局面と課題が詳論される。

しかるに、スポーツ分野ではこれまで公共性論は皆無に近いが、類似した範疇として「スポーツを享受する権利⁴スポーツ権」が提唱されてきた。それは国民生活における矛盾の激化による健康要求と、他方での諸権利の深化を基盤としているが、後述するように七〇年代の特徴を形成した。しかし八〇年代から九〇年代への理論的

内 海 和 雄

展望を見出しきれているとは言えない。いま、権利論の深化は、実践のとらえ直しと理論的深化が求められている。その実践と理論の両側面にまたがる視点の一つに、公共性論があるであろう。

七〇年代以降は、日本の国政、地方自治体の隅々⁵にいたるまで、まさに公共性をめぐる対立が顕在化⁶しているのである。日本資本主義は七〇年代にはいり、民間企業主導型から公共事業主導型へと転換し、移行した。これとともに公害問題の主役も民間企業から公共事業に移った⁷と言われている。その一典型が、七三年大阪地裁における「大阪空港公害裁判」である。住民による午後九時以降の夜間飛行差し止め請求に対して、空港の公共性を重く見て、原告請求は否定されたのである。ここでは、

国の言う「公共の福祉」と、国民・住民の願う「真の公共性」とが真正面から対立したものである。

また、教科書検定の違憲性をめぐって争われている、「家永教科書裁判」の第一審判決（杉本判决、一九七〇年）と第二審判決（高津判決、一九七四年）は、国民の教育権と国家の教育権をめぐる対立であり、そこでも、教育の公共性のあり方が問われたのであり、現在も進行中である。

こうして現在では、ハーバーマスの示すところの「市民的公共性」、「人民的公共性」そして「独裁下の統制された公共性」が錯綜し、あるいは「真の公共性」「下からの公共性」「共から公への公共性」と、「上からの公共性」「公から共への公共性」「官僚主義的公共性」化、「資本主義的社会化」従属化⁽⁶⁾、「国家的公共性」⁽⁷⁾との鋭い対立の状況にある。

社会教育、社会体育そしてスポーツもまさにその一環にあり、例外であることはできない。スポーツ権の理論と運動も、「上からの公共性」の圧政下で悶々としているのではなく、下からの公共性、真の公共性を確立しながら進むことが求められている。

以下、スポーツ権研究の概括と公共性論の動向を踏まえながら、スポーツにおける権利と公共性の関連を究明しようと思う。

二 スポーツ権研究

日本でのスポーツに関する固有な法律は、一九六一年六月に制定された「スポーツ振興法」が初めてのものである。この法律は近づく東京オリンピック（六四年）に向けて、あるいは徐々に高まりつつあった国民的なスポーツ要求に対応するものであった。しかし予算規定を持たない弱点も有していた。しかもその思想的な基調は「スポーツの自由、自主性を認めつつも、社会権としてのスポーツ権を前提としたものではない」⁽⁸⁾のである。

社会権としての自覚は一九六五年十一月の新日本体育連盟の創立を期とする。その創立宣言は次のように述べている。

「体育・スポーツが少数のひとの独占物であった時代は過ぎました。それは万人の権利でなければなりません。」

そして第一回以降の大会決議では、そのためのスポー

ツの社会権、社会的保障の運動を推進してきたのである。他方、国際的に見れば、憲法(十八、二五、三五条等)にスポーツ権を実定化した、ドイツ民主共和国憲法(一九六八年)がある。

そこでは「体育・スポーツ庁の構成に関する政令」(一九七〇年)によってスポーツ権推進の組織機構を具体化し、さらに「労働法典」(一九七七年)では、勤労者のスポーツ享受の権利と経営者側の義務とが明示されている。労働とスポーツの関連、そしてスポーツ保障の法体系として、理論的にも実践的にも最も進んだものと考えられよう。社会主義国のスポーツは一般に、大衆化においても高度化においても高い水準にあるが、その背景の一つにこうした広範な社会権の保障に支えられていることは言うまでもない。

さて、そうした社会主義国を例外としても、スポーツの社会権は世界的趨勢となっている。一九七五年三月のヨーロッパスポーツ所管大臣会議によって採択された「ヨーロッパ・みんなのためのスポーツ憲章」、一九七八年十一月の国連ユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」がそれである。両者共に、人格の全面的発達にとってスポ

ーツは不可欠であり、スポーツを享受することは万人の権利と認めている。そしてその保障のために、国や自治体の責任、義務を述べているのである。

1、七〇年代の動向と特徴

こうした内外の動向を反映してスポーツ権論が展開されるが、その主要論文は表1のとおりである。七二年の永井憲一論文はスポーツ権の法理論を展開した初めての⁽¹⁰⁾ものであり、スポーツ権思想の歴史を画したものである。それ以降、論文は八一年で一区切りとなり、スポーツ権論の動向の第一の特徴は、七〇年代に集中していると言えよう。

そして第二の特徴は、体育・スポーツ研究と法学との関係にある。表1における永井(七二年)、野田(七五年)、浜野(七八、八〇年)、松元(八一年)、大川(八一年)はいずれも法律関係者であり、スポーツ権の法理論において緻密さを示している。しかも永井に始まり、野田、浜野の中間総括的位置そして松元、大川の総括的位置というように、法理論の要所を占めている。

他方、体育・スポーツ研究者は、スポーツの本質論、

表—1 スポーツ権研究主要論文 1972年以降

番号	発行年月	表 題	筆 者
1	1972.12	権利としての体育・スポーツ（『体育科教育』）	永井 憲一
2	1973.10	雑：月刊社会教育 特集・権利としてのスポーツ ・権利としてのスポーツ ・くらしのなかにレクリエーションとしてのスポーツを	川本 信正 大堀 孝雄
3	1974.2	スポーツ権の確立と市民運動の展開 1	影山 健
4	3	同上 2	
5	1974.10	国民のスポーツ権の保障の方途（『月刊社会教育』）	広畑 成志
	1975.3	ヨーロッパみんなのためのスポーツ憲章	
6	1975.3	基本的人権と体育・スポーツ（『民主スポーツ』）	影山 健
7	4	スポーツの権利と振興法（『民主スポーツ』）	野田 底吾
8	1975.10	雑：体育科教育 特集・国民のスポーツ権を考える ・国民総スポーツと国民のスポーツ権 ・国民スポーツ統一戦線 ・国民の権利としてのスポーツ ・スポーツ権とスポーツ運動 ・スポーツ権とスポーツ行政の今後 ・「スポーツ権」論批判	竹之下休蔵 川本 信正 影山 健 伊藤 高弘 柴野 豊 飯塚 鉄雄
9	1977.1	スポーツ権と国民スポーツ運動（『一橋論叢』）	伊藤 高弘
10	1977.9	権利としてのスポーツ（『現代スポーツ論序説』スポーツを考えるシリーズ①）	影山 健
11	1978.1	スポーツ権を考える 1～3（『運動文化』13、14、15）	関 春南
12	1978.4	『スポーツ政策』スポーツを考えるシリーズ④	中村 敏雄編
13	1978.6	国民のスポーツ権と体育科教育の任務（『保健・体育』）	草深 直臣
	1978.11	ユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」	
14	1978.12	「体育・スポーツ権」の再検討（『学術研究—教育・社会教育・教育心理・体育編—』早稲田大学教育学部、 『体育・スポーツ法学の諸問題』1983.9に所収）	浜野 吉生
15	1979.12	スポーツ権と民主スポーツ（『議会と自治体』）	大沢 毅
16	1980.1	雑：スポーツのひろば 特集・スポーツ権を考える ・スポーツ団体と補助金問題 ・ユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」をどのように読むか ・スポーツ理念の転換	伊賀野 明 森川 貞夫
17	1980.3	体育・スポーツ国際憲章の現代的意義（『スポーツのひろば』）	関 春南 唐木 国彦
18	4	『スポーツ社会学』	森川 貞夫
19	4	スポーツ権とスポーツ振興法 上（『スポーツのひろば』）	浜野 吉生
20	5	同上 下	
21	1980.秋	スポーツ権の意義と課題（『季刊教育法』NO. 37）	中村 敏雄
22	1980.秋	雑：国民教育 46 特集・権利としての体育・スポーツ ・「対談」権利としての体育・スポーツを考える ・権利としてのスポーツ理念	中村 敏雄 伊ヶ崎暁生 関 春南
23	1981.4	スポーツ権の法理論と課題（『法律時報』）	松元 忠士
24	1981.12	スポーツの権利（『社会主義法研究年報』NO. 6）	大川 睦夫
25	1986.12	「スポーツ権」思想の史的研究—我が国の「スポーツ権」思想に対する時代区分試案—（『東京体育学研究』Vol. 13）日本体育学会東京支部	佐原 龍誌

スポーツの権利性の究明にリーダーシップを発揮しているように思われる。それぞれの専門性がにじみ出ているから当然のことであるが、こうした両者の専門性と協力が今後のスポーツ権の深化にとっていっそう重要となるであろう。

そして第三の特徴は、スポーツ権、特に社会権としてのそれが、一般化しつつあることである。『『スポーツ権』批判』（七五年）をする飯塚鉄雄でさえ、「スポーツ権は成立しない」と述べつつも、後半では、スポーツは強制、抑圧、義務ではなく、「不参加権」もあるとして、スポーツの自由権までは認めている。しかし社会権までは認めたがらない。ところが文末ではヨーロッパの動向を横目でにらみながら、社会権承認の一手手前まで来ているのである。

2、スポーツ権の根拠と方法

スポーツ権の法理論は、各論者のスポーツ観、憲法条文理解のあり方を反映して、多様である。主要な法源は憲法二五条（健康で文化的な生活をおくる権利）、二六条（教育を受ける権利）を中心としながら、十三条（幸

福追求権）、二七条（労働、休息権）との関わりで論じられている。そこでは、たとえば二六条のための手段として二五条（健康、スポーツ）を捉える永井と、二五条の補強としての二六条と捉える浜野のように、正反対の主張もある。また松元のように、十三条をスポーツ活動の自由権とし、二五条による社会権（国家による条件整備）として把握する方法もある。そして大川が詳細に紹介するように、ドイツ民主共和国での人格権、労働権との関わりでの展開もある。

こうした法理論への私自身のコメントは今後の課題としつつ、ここでは各論者のスポーツ権の権利性の根拠について検討する。つまりスポーツ権が何故権利として主張しうるのかということである。

第一に言えることは、スポーツ人口の増大、スポーツの共同化が前提とされ、そこから権利性が展開されるのである。工業の発展による生活全体の省力化の中の運動不足病の発生、人間疎外の深刻化のなかで、両者の克服の有力な手段の一つとしてスポーツが強く求められている。しかもスポーツは施設確保をはじめとして個人では対応できるものではなく、共同で実現せねばならない。

この意味でスポーツは共同化を強めていると見るのである。そしてそうした共同化、社会化がすべての人のスポーツを楽しむ権利を生ましめているとするのである。

そして第二に、その権利の内実であるが、それは自由権と社会権から構成される。国家の干渉することのできない不作為請求として個々人の固有の権利としての自由権としてスポーツは存在する。これはすでに「スポーツ振興法」においても基調とされたことである。しかし現在ではその自由権の保障のためにも、国家の援助を要求する作為請求としての社会権が強調されている。したがってこの社会権は条件整備としてもとらえられている。⁽¹¹⁾⁽¹²⁾

しかもヨーロッパの発展とは異なり日本では「自由権的展開の十分な成熟をまたずに、一気に社会権的展開へとすすもうとして」⁽¹³⁾おり、「私事性と社会性を統一する」⁽¹⁴⁾課題を有している。

以上のように、スポーツ権の根拠は、スポーツの社会化、共同化が前提とされ、自由権保障のための条件整備、社会権が強調されるという方法である。

ところで、こうした共同化や社会権の主張は、スポーツの私事性(自由権)に留まることなく、その私事の十

全なる開花のためにも、共同化をし、公的な保障を求めることを必然とする。つまり「権力機関の承認に基づく」公共化へと進展する。しかし、ここには共同化から公共化への、要求から権利への理論的、実践的な飛躍が求められている。

しかるに、これまではスポーツの公共化、公共性についてほとんど論じられることが無く、現実の混沌とした状況の要求に対して、欠如していた理論的課題であるといえよう。したがって、次いで公共性論の動向を概観し、スポーツの権利論との関係へと進んでみようと思う。

三 公共性論の動向

1、公共性の歴史

公共性という概念と実態も一つの歴史的・社会的なものである。ドイツの条件下における市民的公共性を究明したハーバーマスの提起はやはり出色であろう。⁽¹⁵⁾

そもそも公共性は、古代ギリシャ市民に存在した個々人の家の生活圏とは画然と区別された、共同的な国家の生活圏に始まっている。

「公的生活は市民の広場で演ぜられ、決して地域に

結びついたものではない。すなわち公共性は、会議や裁判の形をとりうる対話と、戦争であれ闘技であれ共同の行為とにおいて成立」(十三ページ)した。

こうして、公的・私的というカテゴリーはローマ法の諸定義に伝承され、現代をも規定している。

ここで注目すべきは、文中にも見られるように、市民(奴隸主)のみが参加しえた「奴隸主のスポーツ祭典」であるオリンピックをはじめとする古代のスポーツ競技会が市民層の範囲内という限定があるにせよ公事、公共性であったということである。

だが中世盛期の封建社会での公共的世界の存在は立証されないという。その代りに支配権の公的表現、社会的地位の徴表ともいべき代表的具現が存在した。これは「公共性の圏内でのみ行なわれうるのであって、私事としての代表的具現というものは存在しない」(十八ページ)。つまり「代表的具現の公共性の発揮は、人物の諸属性——位章(印綬と武具)、風貌(衣装と髪型)、挙措(会釈と態度)、話法(挨拶と一般に様式化された語法)——要するに『高貴な』態度の厳格な作法に結びつい」(十九ページ)たものであった。

そしてこれをスポーツに関連づけて言えば、次の表現に見られるように代表的具現ではあるが、古代ギリシャほどの公共性は示していない。

「騎士合戦の模像である武技においては、この意味での代表的具現が発揮される。たしかにギリシャの都市国家の公共圏においても、武徳の競演は行なわれていた。しかし宮廷的、騎士道的な代表の公共性は公判当日よりは祝祭の日の『盛典』にくりひろげられるものであって、もはや政治的意思疎通の行なわれる生活圏ではない。それは封建的権威の威儀として、一つの社会的地位を顕彰するものである。」(十九ページ)

しかしやがて市民(ブルジョアジー)の台頭と共に、市民層の要求の実現として、公開の討論(公開性)、を要求する動向が生まれてきた。これは当初は独自のクラブ、新聞という範囲での「文芸的公共性」に限定されていたものが、やがては選挙権等も含めた「政治的公共性」として公然化したのである。

だが、一九世紀中頃になると、「財産処分権と私的自律の基盤を欠く」労働者階級の進出にとまなう「人民的公共性」の出現の一方で、市民的公共性の崩壊過程も始

まったのである。

2、現代生活と公共性

わが国の経済政策面で公共事業である社会資本が問題となったのは一九六〇年の「所得倍增計画」である。¹⁷⁾それを背景として、「公共経済学」も生まれてきた。

しかし国民一般として社会資本が意識されたのは、都市問題の激化した七〇年代に入ってからである。六〇年代の高度経済成長を支えたのは世界的にも類を見ない、産業基盤重視の公共投資であった。他方、都市へ吸い寄せられた勤労国民は、生活のあらゆる局面で社会化を必然としたが、¹⁸⁾そのための生活基盤である社会的共同消費手段（学校、病院、図書館、体育施設、公園、上下水道、公共賃貸住宅、厚生施設等）の欠乏により、古典的な貧困に加えた「現代的貧困」に苦しめられることになった。

こうしたなかで、自らの生存権、健康権、環境権等、いわゆる「新しい人権」という生命の危機克服の裁判の一つとして、冒頭に述べた大阪空港公害裁判があるのである。ここでは空港の公共性が問われたわけであるが、

判決は「公共の福祉」をたてとして、原告住民の請求を否定したのであった。そしてこの裁判はまた、住民の側からの公共性とは何かをも厳しく問うものであった。

さて、公共性というと、これまでは国が常用しているように「公共の福祉」として、言わば上から下へ、「国家的公共性」ととらえられるのが一般的であった。この辺の弱さは、民主主義革命の完全遂行がなされていない日本国民の克服すべき一つの課題であろう。

その弱さの根源として、遠く日本の奴隷制社会の形成のされ方、つまり個々の未確立なままで共同体が確立し、公共性は国家に属するという「アジア的生産様式」の成立過程にも求められよう。

「日本社会においては、歴史を通してアジアの共同体の論理が常に基底に横たわり、民衆は専制的な国家共同体（幻想的な）の一員としてくみこまれ、西欧にみられるような市民社会の成立、展開をみることなく経過しただけに、民衆のなかで共同性は存在していたとしてもそれを公共性へと転化しえなかったのである。公共性は常に民衆の社会次元から離れた上位の世界に即自的に属するものとして観念されてきた。しかも、

この民衆の次元は『私』として観念され、公共性は『公』として『私』に優先し絶対的な力を保持してきて⁽²⁰⁾た」(四五ページ)。

「現代日本における公共性は、特殊アジア的・日本的公共性と資本主義的公共性の奇妙な混合物として現われてきている」(四六ページ)。

こうした歴史的制約を持った日本の公共性も、七〇年代の国民、地域住民の諸運動によって、「住民参加から自治へ」と成長し、共同から公共性へ、「真の公共性」確立へ大きな前進を示したのである。⁽²¹⁾

これらの諸経験を踏まえて、宮本憲一は公共性を次のように定義しており、スポーツ権を推進するうえでも大きな示唆を与えるものである。

「公共施設がその存立する社会の生産や生活の一般的共同社会的条件を保障し、特定の私人や私企業に占有されたり、利潤原理によって運営されるのではなく、すべての国民に平等に安易に利用されるか、社会的公平のために建設されること。その建設・改造・管理・運営にあたっては、周辺住民の基本的人権を侵害せず、かりに必要不可欠の施設であっても、できうるかぎり

周辺住民の福祉を増進することを条件とし、その設置、改良の可否については、住民の同意あるいは、すすんで参加・管理をもとめるような民主的手続きが保障されていることである」⁽²²⁾

この中に公共スポーツ施設の建設・管理・運営を置いてみると、スポーツ運動が課題としている建設時での住民の意志の反映、管理・運営の民主化、自治体の直営化、低料金での使用等、下からの公共性の実現をめざすうえでは、不可避な課題であることが明白となる。

3、国民の教育権と教育の公共性

次いで、スポーツにも直接的に関わる国民の教育権思想とそこにおける公共性の考え方を検討しようと思う。

教科書の国定化、教育の国家統制を意図する政府は、選挙による議会を、教育における国民の信託権と曲解し、国家の教育権を循として、上からの公共性論を主張し教育内容に介入する。

しかるに、杉本判决(七〇年七月)にみるように、教育権の中心は国民の側にある。その思想的骨格は次のようになる。⁽²³⁾

子どもは生存権・発達権を基礎として学習¹¹教育を受ける権利を持っている。この教育を受ける権利は、人権の中でも最も基礎的な権利である生存の権利・幸福追求の権利と不可分である。この学習権を保障するために、第一義的には親が義務を有している（親の教育権）。親はその義務を共同化し、教師に委託するのである。他方国家は、そうした国民の教育権を支えるべく、条件整備をなす義務が生じる。以上が国民の教育権の基本構造である。

こうして近代公教育制度は、学習という私事の組織化、親義務の共同化、社会化によって成立する。ここでは、「公」概念は「私」概念と基本的に対立するものではなく、むしろその延長線上にある。「教育の自由」から公教育制度へと展開しており、「公教育における『公』」とは、個々の市民のこのような教育上の利益ないし要求のうち共通なものを取り出し、これを社会的規模で組織編成⁽²⁴⁾するところに生ずる社会公共概念である⁽²⁵⁾。

すでに述べたスポーツ権では共同化（公共化）が権利を生む構造であったものが、教育権においては権利が共同化、公共化を生む構造となっている。この権利と公共

性の関連の方法論的検討も、スポーツにおけるそれに対しても課題を提起している。

さて、同じ教育権の範疇であっても、教師という媒介を有しない社会教育においては、学校教育とは若干性格を異にする。つまり、社会教育は自己教育の組織化、参加による自治と創造⁽²⁵⁾をめざし、学習主体の教育主体への成長、転化をその本質⁽²⁶⁾とする。この自己発達の主体化の営みが、単に私事であるのではなく、それが国民的、社会的見地においてとらえられている現状に、社会教育の公共性が存在していると考えられる。しかも社会教育は本来的に、その公共性の中に公共性の内実を豊かにしそれを実現させる力を内在化させる特性を有している。

がしかし、学校教育と同様に社会教育においても、私事化（教育を資本の営利対象とする）、上からの「公共性」による「教化」、抑圧が強められている。真の公共性を実現するためにも、人権保障、民主的進歩を内実とする公教育性の実現が社会教育の大きな課題となっている。

四 スポーツの権利・公共性

これまで見てきたように、スポーツ権研究と公共性論の動向、そこで提起された諸課題等から、スポーツの権利と公共性の関係における歴史性と構造型が導かれる。

1、スポーツの権利・公共性の歴史

そもそも権利という用語がいかなる時代にいかなる背景をもって生まれてきたのか、それ自体がたいへんな研究であろう。だが、現在それがどのように把握されるかを明確にし、その視点での歴史的形成を見ることは可能であろう。

「権利は、私的利益や生活要求を基礎にし、そこから出発するものであることはたしかであるが、それにとどまることなく、社会的正義としての公的性質をおびたものとして普遍的に承認された利益内容のことである。この点が、権利と単なるエゴイズムとの差異である。」⁽²⁷⁾

「権利が、社会的利益の対立と相互承認をとおして形成されるとするならば、それを最終的に支えるものは、その利益の担い手の社会的力関係の動態であり、その力関係に依じて、権利は変動する。」(同前、二二

九ページ)

ここで注視しておきたいのは、多様な要求が権利としての承認を得るには、社会的な力関係のもとで、何らかの「権力機関」の承認を必要としている、その意味で単なる共同性ではなく公共性を有しているということであろう。この場合の「権力機関」とは、国であり自治体である。また労使関係においては経営理事会等になるであろう。

これをスポーツ権に応用させた場合、その権利性の究明はより鮮明となる。この場合権利の根底を規定するのは生産関係に求められるであろう(注(16)参照)。つまり、生産手段の所有のあり方が、生活手段、イデオロギー的社会関係のあり方を決定するのである。したがって、スポーツの権利と公共性の関係も、その範疇でとらえられよう。生産手段の所有者が生活手段の所有者であり、余暇とスポーツの所有者であるからである。

ここで、スポーツの権利と公共性の関係、特にその歴史性について、表2に対応させながら素描してみたい。尚、本項では表題として、「権利と公共性」を「権利・公共性」と改めたが、これは後述するように両者が不可

表一2 スポーツの権利・公共性の歴史

	スポーツの権利	スポーツの公共性
原始共同体社会	(スポーツ所有) 氏族構成員の共同所有 原始的、未分化な「権利・公共性」の存在	
奴隷制社会	(スポーツ所有) 奴隷主のスポーツ (奴隷主＝市民のスポーツ所有) 「市民的」権利 スポーツ祭典の参加資格	「市民」の公事＝公共性 公事としてのスポーツ祭典
封建制社会	(スポーツ所有) 主要には貴族のスポーツ 貴族の特権 他階層へのスポーツ禁止令	貴族内での公共性
資本主義社会	(スポーツ所有) 市民＝ブルジョアジーのスポーツ独占 ブルジョアスポーツ権 アマチュア規定 ↓ ↓アマチュアリズムの破綻 ↓	ブルジョアの公共性
	人民的スポーツ権	人民的公共性
社会主義社会	(スポーツ所有) 全人民によるスポーツ所有 スポーツの自由権と社会権の統一 スポーツの私事性と公共性の統一	

分のものであるという結論に基づいたものである。

(1) 原始共同体社会

ここのスポーツ所有は、種族全員の共同所有である。当時スポーツは起源・成立して間もない頃であり、労働との関係も緊密な未分化な文化であった。生産水準が低く、剰余生産物も少なく、私的所有も生まれていなかった。生産性を向上させる意味からもスポーツは社会に必須の文化であり、社会全員の共同所有であった。

こうした社会では、権利や公共性という概念は社会生活の中に具現されていても、いまだ未分化な原初的な形態であった。さらに当時の生産水準から見ると、労働のトレーニングとしての性格の濃厚なスポーツは、それへの参加が義務として、社会的な強制力も働いたであろう。こうして、権利、義務、公共性が渾然一体となっていたのである。

(2) 奴隸制社会

剰余生産物の独占化に始まる奴隸制社会は奴隸主（市民）と奴隸という階級社会である。その典型は古代ギリシャ・ローマ時代に見ることができる。

ここでスポーツ所有は、もっぱら市民（「奴隸主」）のものであった。したがって古代オリンピック祭典をはじめとする約三〇〇の競技会もすべて「奴隸主のスポーツ」であつた。ここに奴隸制社会におけるスポーツの權利と公共性が誕生する。つまりスポーツの權利とは市民（「奴隸主」）の權利であり、それはオリンピック祭典の参加資格に代表されよう。つまり、「ギリシヤ人（市民）」であること、犯罪歴のないこと」が条件であつた。こうしてスポーツは、国家（ポリス）の公共施設であるギム

ナシオンにおいてなされ、国家の公事としての祭典において展開されたのである。

こうして、スポーツにおける市民（奴隷主）の権利と公共性が不可分の関係として存在したのである。

(3) 封建制社会

封建制社会は、農奴等も若干の私的所有を認められ、身分階層の分化した社会であるが、支配者は貴族である。スポーツ所有についても、農奴にみるように、いわゆる「原始的フットボール」の誕生もあり、封建制全体が近代スポーツの温床ともなったのであるが、基本的に貴族のスポーツ所有社会である。彼らは鷹狩りや宮廷でのゲーム等を楽しんだ。また封建制社会のスポーツ形態を大きく特徴づけた騎士（下級貴族の範疇に入る）の武技は、⁽²⁸⁾権威の象徴としての代表的具現、「公共性」であつたろう。

しかも他方で、農奴等への狩猟禁止令やフットボール禁止令などは、たとえそれがスポーツの貴族による独占化を直接的に意図したものであるかは別として、結果的にそうなっていたことは事実であろう。

こうして、封建制社会総体として、貴族のスポーツ独

占、スポーツ権主張がなされたのである。そしてこの権利と対応して、きわめてゆるい形態でありながら、鷹狩りをはじめとするスポーツ行事、施設等の、貴族内での「市民権」、共同化、そして公共的性格を獲得したであろうと考えられる。

(4) 資本主義社会

資本主義社会のスポーツ所有については、すでに述べ⁽²⁹⁾てあるので、ここではごく簡単に触れるに留める。

スポーツは近代市民（ブルジョアジー）によって独占された。つまりアマチュア規定がブルジョアジーのスポーツ権として主張されたのである。アマチュア規定には、身分的（政治的）規定、経済的規定、倫理的規定の三要素があるが、身分的（政治的）規定の初期を見ると、アマチュアとは陸海軍士官、文官、紳士、大学生、バブリック・スクールの生徒たち、つまり社会の上層階層であり、機械工、職人、肉体労働者およびプロフェッショナルなどの労働者階級は競技会から排除されたのである。

経済的規定を見ると、個人主義的イデオロギーが前面に示される。たとえば「ブロークンタイムペイメント

（休業保障）の禁止」「実費支給禁止」「賞金等目当て出

場の禁止」「宣伝の手段としての出場禁止」等であるが、主要には最初の二つが重要である。これによって労働者階級の実質的排除が可能となるからである。こうしてブルジョアジーは、アマチュア規定という労働者階級排除の意図を、個々人の資金でまかなえという個人主義的イデオロギーで粉飾しながら進行させてきた。こうして、金があれば誰でも参加できるという立て前をとることになった。この意味ではブルジョアジーによるスポーツの権利の主張は、身分で排除する封建貴族の独占に対抗するうえでは、まさにブルジョア民主主義革命であり、スポーツの私事性の確立、自由権の確立であった。

だが他方で、スポーツはその施設、行事の性格から、個人でまかなうことは全く不可能である。したがってブルジョアジーはクラブを結成し、自らの会費をもって運営し、スポーツの共同化、社会化を促進したのである。しかしそれであっても、チームズ川におけるボートレースや陸上競技場のように、公共の施設は必要なのであり、国や自治体の「権力機関」も、そうしたブルジョアジーの要求に対応したのである。こうして、ブルジョアジーのスポーツ権に対応して、ブルジョアジーの範囲内のの

公共性もまた存在したのである。したがってアマチュアリズムはブルジョアジーの世界内での権利と公共性を持っていたと言うことができるであろう。

さて、そのアマチュアリズムも、今世紀初頭から崩壊過程に入り、七〇年代にはオリンピック憲章からさえ「アマチュア」の用語は削除されてしまった。私はその成立・崩壊過程を実証しながら、アマチュアリズムの崩壊過程は個人主義の崩壊であり、公共性の復権であると述べた(注1文献)。

しかしいま、それだけでは少々説明不足であるように思う。というのも、いま見てきたようにスポーツの歴史を権利と公共性の視点で見ると、それぞれの歴史発展段階におけるスポーツ所有者に対応した権利と公共性の形態があったからである。したがって現在我々が日々直面しているスポーツの公共性は、単に「公共性」という表現でははたはだ不十分であることがわかる。つまりブルジョアスポーツ権、ブルジョアスポーツの公共性の継承・発展としての新たなスポーツ権、スポーツの公共性でなければならない。

実はそれは、人民的スポーツ権、人民的スポーツの公

公共性、つまり人民的スポーツの権利・公共性である。スポーツ権研究で検討したように、七〇年代以降は、国際的にも、国内的にも「すべての人がスポーツを享受する権利」を持ち、そのための保障を国や自治体が行う時代に入ったからである。

スポーツの大衆化・高度化の両面において労働者階級とその子女の進出があり、その両面においてスポーツの公共化は進行している。

現在、資本主義国における労働者階級のスポーツ享受には、国家による組織化、そして日本に見るような根強い受益者負担主義等の諸障害はあるにせよ全人口、全人民へのスポーツの普及、全人民のスポーツ所有の時代へ着実に前進しつつあるのである。

(5) 社会主義社会

社会主義社会は生産手段の社会的共同所有を基本とする体制であり、ドイツ民主共和国憲法を筆頭として、スポーツの権利・公共性は、手厚く保障されており、国民スポーツの大衆化・高度化では著しい進歩を示している。多くの資本主義国が、たとえ表層だけにせよ、それらの経験を模倣し、追隨している。たとえば上級選手の家

的養成や奨学(勵)金等の給与は、これまでのアマチュアリズムがいわゆる「ステート・アマ」として真正面から否定してきた事柄であるにもかかわらず、現在では逆に真正面から要求し始めているという事実は、単に歴史の皮肉というレベルの問題ではなく、歴史発展の法則性であるからである。

2、スポーツの権利・公共性の構造

だが、すでに述べたように資本主義国でのスポーツは、ブルジョアの権利・公共性の崩壊を示しながらも、それが即人民的権利・公共性へと移行するわけではない。ブルジョア的国家統制下への組織化、大資本による営利対象化、さらには公共施設・事業の営利化等によって、人民的権利・公共性の実現との矛盾をますます大きくさせている。したがって本項では、先項の歴史発展における現段階での権利と公共性の構造性を検討する。

(1) 人民的スポーツの権利・公共性の台頭

すでに見たように、現状でのスポーツの権利・公共性は、資本主義国においてブルジョア的なそれと、人民的なそれとの対立、矛盾を激化させている。奴隸制社会、

封建制社会でのスポーツの権利・公共性が、厳しい階級制と対応して、支配階級内での比較的安定したものであったとすれば、ブルジョア的(市民的)権利と公共性は、封建制への対抗と同時に、労働者階級の排除という両側面を持った。したがって封建制に対しては、それは下からの権利・公共性の主張であり、進歩の側面であった。さらに資本主義の安定期に入ると、資本家の占有がすみ、公共性はかつての奴隸主、封建貴族の公共性と同様に、自らの階級の要求を自らの権力によって達成するのであるから、権利と公共性の主張において「権力機関」との基本的矛盾は存在しなかった。

しかるに、現状の人民的スポーツの権利・公共性の台頭のもとでは、ブルジョアの権力は表面的には全国民的形式をとりながらも、実質的にはむしろ上からの「権利・公共性」の押しつけとなっている。

しかしたとえ人民的スポーツの権利・公共性の前に多くの障害があろうとも、それが社会発展の趨勢であることに変わりはない。とはいえ、その発展が傍観のうちに貫徹するものではなく、そこには「権利の闘争」が必要であることもまた歴史の法則であろう。

(2) 人民的スポーツの権利・公共性の根拠

ここで、人民的スポーツの権利・公共性の根拠について、先行研究を踏まえながら試論を提起しようと思う。大きくは次の四つの視点から把握できよう。

① スポーツの本質——スポーツは起源において労働から分岐した。そのなかで、健康の維持・増進も達成されたのである。スポーツは原始共同体社会の存立にとって不可欠の文化として、社会共有の財産であった。そして現在、一人一人の全面発達という課題は、単に身体ばかりでなく、知的、情緒的発達をも包含したものであるが、そこでのスポーツの役割がますます大きくなっている。スポーツは労働との関わりで、かつて起源の過程のようにスポーツと労働の個別的対応として貢献するのではなく、スポーツの効果の総体として、現代の労働と生活の形態に関わっており、ますますその位置を高くしているのである。

またスポーツはそれ自体競争性を内包した文化であるから、それを享受することは個人では不可能であり、集団性を持ったものである。そしてそれに必要な施設は、広大な自然、土地、建物を必要とした。さらに行事

は何らかのレベルでの公事として開催されることが多く、これは今昔の差異は少ない。このように、スポーツが存在するということはそこに集団性、共同性、社会性、そして公共性が存在したということである。表現を変えれば、スポーツはその本質として、文化の特性として、本来的に公共性を内包した文化なのである。

②余暇・スポーツの所有主体——現代社会は生産手段の私的所有社会であるが、生産と消費の社会化は急速に進行している。しかしこの私的所有と社会化との矛盾が、労働者への配分を低く抑え、彼らの生産と生活の圧迫となって現われている。だが、必然的に高まる労働者の資質は、資本家としてその向上策に向かわせなければならぬ。他方、労働者の権利の向上は、自己学習・教育として、資本や権力による教化ではない、自由で自主的な文化を希求する。現代の余暇・スポーツもまたそうした対立の一環を占めている。

いずれにせよ、労働者階級という被支配階級（被搾取階級）が、資本家階級という支配階級（搾取階級）に、同等の権利を主張しはじめたのも現実である。「みんなのスポーツ」「スポーツ・フォア・オール」「スポーツを

享受することはすべての人の権利である」とする人権思想は、その点での大きな前進である。だがこれだけではスポーツの自由権のレベルであるから、資本家階級も同調しよう。現在の焦点はむしろ、「新しい自由権は社会権によって支えられる」と言われるように、その自由権を保障する社会権を要求している。

「すべての人のスポーツ」、すべての人の余暇・スポーツ所有は、こうして全人民化しつつある。だが再三指摘するように、その全人民化も傍観のうちに実現するものではない。全人民化のための闘いもまた権利・公共性の範疇の一環を形成するものである。

③現代生活形態の必需——現代の生産・生活の省力化は必然的に身体の退化を招来する。大筋群の身体形成文化の唯一としてのスポーツは、身心の解放にとって不可欠の要素であり、今後はその度合をいっそう強固なものとする。こうした歴史的必然としてのスポーツ、全社会的必需品としてのスポーツは、単に私的な、個人主義的な対応ではなく、公共的な対応を必然としているのである。

④学習・教育の本質——以上のような性格を持った文

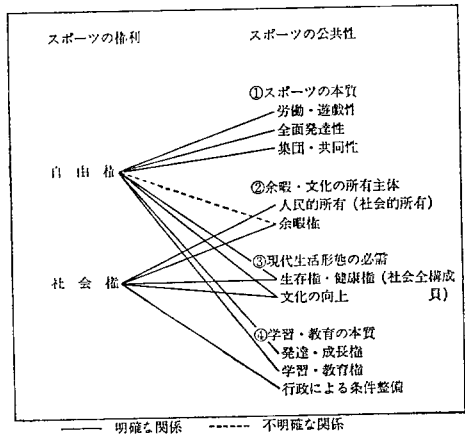
化であるがゆえに、スポーツは学校教育においても社会教育においても、学習・教育が重要になる。特に社会教育の場合、自らが学習主体であり教育主体となるうえで批判的精神と自治と創造は不可分である。そしてそのための条件整備を、公的に保障する必要がある。

ところでスポーツという文化は、きわめて多様な価値を持った文化である。それは現在の《冠大会》に見るように、企業のイメージアップという宣伝効果も高く、オリンピックに代表されるように国民の愛国心を刺激し、また地域スポーツ行事に見られるような住民の統合力に優れた文化である。したがって資本や権力機関からはそうした宣伝力、統合力を期待した、いわば上からの教化的社会教育(体育)を要求し、現状の大勢もそうなっている。しかるにそれらは国民、住民の学習・教育者としての成長、自治と創造の担い手としての成長を求める社会教育(体育)とは対立する。そして歴史の発展は後者を選択するであろう。

(3) 人民的スポーツの権利・公共性

現代の基本的人権は、生来的な権利、国家の干渉を否定する不作為の請求、個人に固有な権利である自由権と、

表-3 人民的スポーツの権利・公共性の構造



その自由権を社会的に保障する、国家による作為の請求、社会権から構成されていることは、一般化しつつある。しかしこれも基本的な人権概念の発展過程の結果である。これは一九世紀的「自由権の基本権」から二〇世紀的「生存権の基本権」(我妻栄)、「社会権」論を基調としている。そして特に社会権の場合、「国家の役割の強調による個人の自由と生存の保障をはかる点において『上からの社会権論』であり、また、『自由権』と『社会権』の強

調として総括するのである。それに対して、(中略……引用者)労働者を中心とする利害関係者の集団的権利・自由を軸とする『下からの社会権論』、および『社会権の基底における自由権の存在と両者の相互関連性』を強調しようとする³⁰⁾立場とがある。そしてスポーツにおける社会権の場合、すでに見たように、もっぱら条件整備としてとらえられるのが一般的である。

だが、ここでスポーツの権利と公共性とを対比して考えるとき、表3に見るように両者の関係は複雑である。がそこにはいくつかの特徴点も見い出される。

第一は、すでに指摘しておいたことあるが、スポーツの歴史はそれぞれの段階において、その権利と公共性が存在し、その両者は不可分の関係にある。

現在のスポーツ権研究では、共同化からスポーツ権理論へという方法であり、直接的に公共性論としては論じられて来てはいないが、そこで含意されていたことは、権利と公共性の不可分性を実証するものであった。

第二は、公共性の内実が、権利論の自由権と社会権の両方と多様に関係していることである。しばしば同一の公共性の内容が、自由権にも社会権にも関っている。こ

れは自由権、社会権それぞれの不明確さにもよるが、他方、公共性の側の曖昧さにもよるのである。ともあれそのことは、現段階における自由権と社会権の相互関連性とその内実を示すものとなっている。これらはいずれも今後の研究にまたねばならないであろう。

(1) 内海和雄「アマチュアリズムの終焉——個人主義の崩壊から公共性の復権へ——」(『人文科学研究』26、一橋大学研究年報、一九八七年五月)。

(2) 古城利明『地方政治の社会学』東大出版会、一九七七年一月。

(3) 宮本憲一『日本の環境問題』有斐閣、一九八一年十一月、一九八ページ。

(4) ハーバースマス、細谷訳『公共性の構造転換』未来社、一九七三年六月、二ページ。

(5) 江口英一編『現代の生活と「社会化」』労働旬報社、一九八六年二月、二四ページ。

(6) 同前、八二ページ。

(7) 渡辺洋三「公教育と国家」(『法律時報』第四一巻第十号、一九六九年八月臨増、五〇ページ)。

(8) 松元忠士「スポーツ権の法理論と課題」(『法律時報』第五三巻第五号、一九八一年四月、六一ページ)。

(9) 大川睦夫「スポーツの権利」(『社会主義法研究年報』第六号、一九八一年十二月)。

- (10) 佐原龍誌『スポーツ権』思想の史的展開(『東京体育学研究』第十三号、一九八六年十二月)。ここで佐原は、一八七〇年代から新憲法発布までをスポーツ権前史の第一期とし、第二期を新憲法発布から一九七〇年代前半までとしている。そして第三期を先の永井論文から現在まで、法的具体化の展開としている。この区分からすれば、本稿の対象とするのは、「法的具体化の展開期」とする第三期である。
- (11) 影山健「権利としてのスポーツ」(『現代スポーツ論序説』大修館書店、一九七七年九月)。
- (12) 浜野吉生『体育・スポーツ法学の諸問題』前野書店、一九八三年九月、五ページ。
- (13) 伊藤高弘「スポーツ権とスポーツ運動」(『体育科教育』一九七五年十月、十二ページ)。
- (14) 同、「スポーツ権と国民スポーツ運動」(『一橋論叢』第七七巻第一号、一九七七年一月、八二ページ)。
- (15) ハーバースマス、(4)に同じ。
- (16) 内海和雄「史的唯物論とスポーツ」(『一橋論叢』第九七巻第三号、一九八七年三月、十三ページ)。
- (17) 宮本憲一編『公共事業と現代資本主義』垣内出版、一九八二年六月、十三ページ。
- (18) 江口英一、(5)に同じ。
- (19) 宮本憲一『社会資本論』有斐閣、一九六七年十月。
- (20) 山本英治編『現代社会と共同社会形成』垣内出版、一九八二年七月、四五～六ページ。
- (21) 同前、四六ページ。
- (22) 宮本憲一、(17)の四七ページ。
- (23) 堀尾輝久『現代教育の思想と構造』岩波書店、一九七一年八月。
- (24) 渡辺洋三、(7)の四八ページ。
- (25) 島田修一『社会教育の自由と自治』青木書店、一九八五年四月。
- (26) 島田修一「生涯教育政策と社会教育の公共性」(『生涯教育政策と社会教育』日本社会教育学会編、一九八六年九月、二一ページ)。
- (27) 渡辺洋三『法を学ぶ』岩波書店、一九八六年五月、二一〇ページ。
- (28) A・ヴォール、唐木・上野訳『近代スポーツの社会史』ベースボール・マガジン社、一九八〇年四月。
- (29) 内海和雄、(1)に同じ。
- (30) 中村睦男「歴史的・思想的にみた『社会権』の再検討」(『法律時報』第四三巻第一号、一九七一年一月、九ページ)。

(一橋大学助教授)